

新生児聴覚検査費補助金のご案内

里帰り出産などの理由で枚方市および京都府の取扱医療機関、大阪府の助産所以外で新生児聴覚検査を受検した市民に、検査費用の一部を補助金として払い戻します。

<対象者>

平成30年10月1日以降に出生した生後1か月以内の乳児の母親

ただし、平成30年9月30日までに出生した児、および母親の住民票が検査当日に枚方市にない場合は対象となりません。

<申請方法>

出生から6か月以内に「枚方市新生児聴覚検査費補助金交付申請書」と下記必要書類を枚方市保健センターへ提出してください(郵送可)

必要書類:①未使用の新生児聴覚検査受検票

②母子健康手帳の新生児聴覚検査の結果が記載されている「検査の記録」のページの写し

③検査実施機関が発行した領収書・明細書(新生児聴覚検査の領収書は出産費等の入院期間の領収書に含まれることがあります。内訳が印字されていない場合は、医療機関等に記載してもらってください。)

<助成金額>

自動 ABR(自動聴性脳幹反応検査): 上限 6,700 円

OAE(耳音響放射検査): 上限 3,000 円

※助成額を上回る場合は、上回った額のみ自己負担となります。

<その他>

- ・申請内容について検査実施機関に確認させていただくことがあります。
- ・実施機関が発行した領収書・明細書は交付決定通知書送付の際、同封して返却します。

<受付・問合せ先>

〒573-1197 枚方市禁野本町2丁目13番13号

枚方市保健センター

新生児聴覚検査費補助金担当

[電話] 072(840)7221 [FAX] 072(840)4496